

Q. 最近、偽装請負が報道されていますが、何が問題なのでしょうか？

A. 実態は労働者派遣契約であるのに、形式上、請負契約にしている状態をいいます。問題点として本来負うべき安全配慮義務、指揮命令関係等の権利義務関係が曖昧化され、事業上様々なリスクを負うこととなります。

偽装請負問題が、ここ最近クローズアップされていますが、中小企業のみならず、キャノン、松下といった大手企業までもが行政の是正措置の対象となつていることに問題の根深さが伺えます。

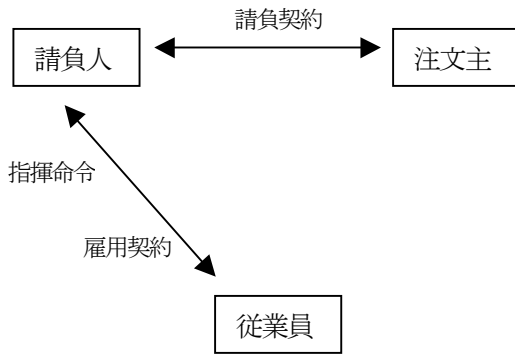
この偽装請負は、注文主（派遣先）のみならず、請負人（派遣元）の両当事者に違法状態が生じることとなります。その結果、実際に労務を提供している請負労働者（派遣労働者）に適用される労働関係諸法令が曖昧になることにより、事業上のリスクが発生することとなります。

偽装請負に関連して、労働者本人又は会社の意思で、請負契約（外注契約）扱いにしている場合も、問題の本質は偽装請負と同じで、契約と実態が一致していない典型的なパターンと言えるでしょう。この場合も、様々な事業上のリスクが発生することとなります。

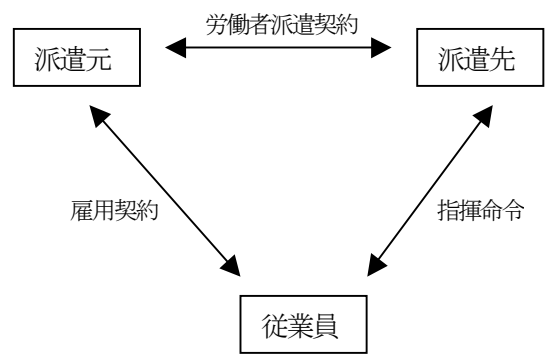
**労働者派遣、請負および偽装請負の違い**

「労働者派遣」とは、派遣元事業主が自社の従業員である労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働させることをいいます。通常は、派遣先が就労場所になります。派遣元と従業員との間では、雇用関係が生じています。この場合、派遣先と従業員とは、指揮命令関係こそありますが、雇用関係は生じていないというのが労働者派遣契約の特徴です。

**【請負とは】**



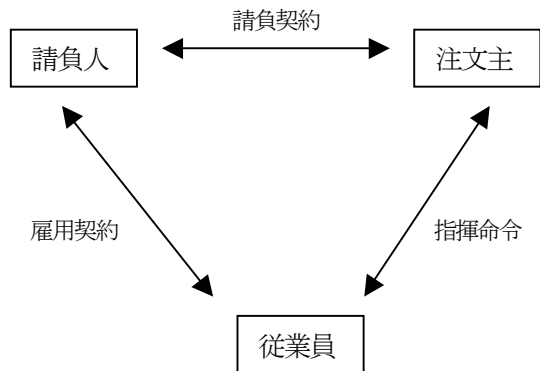
**【労働者派遣とは】**



それに対して「請負」とは、民法上、仕事の完成を目的とするものであって、その成果について報酬の支払い義務が生じるものであり、請負契約は、請負人が自社の従業員に対して、請負事業の指揮命令をするものです。したがって、従業員は、注文主の指揮命令は一切受けず、雇用主である請負人の指揮命令のみを受け、自社の業務

として、注文主先において就労するものです。そこで注文主の指揮命令を全く受けない点において労働者派遣とは明確に区別されます。

**【偽装請負とは】**



「偽装請負」とは、請負人と注文主との関係は請負契約ですが、注文主と従業員間に指揮命令関係が生じているところに「請負」との大きな違いがあります。この場合、雇用と使用（指揮命令）が分離していますから、実態として「労働者派遣」となります。偽装請負には様々なリスクが内在しますが、最大のリスクは業務災害時のリスクと言えるでしょう。紙面の都合上、詳細は割愛しますが、現行法において、行政上、刑事上、民事上の3つのリスクを負うこととなります。

赤井労務マネジメント事務所  
 社会保険労務士 赤井孝文  
 URL <http://www.6064.jp>